

社会福祉法人 静友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 静友会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、及び、賞与を支給する。ただし、理事長以外の常勤役員等にはこれを支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を、1人あたりの各年度の総額が56,000円を超えない範囲で支給することとし、賞与、及び、退職手当は支給しない。ただし、交通費の実費が第4条に定める額を超える場合は、職員旅費規定に基づき、その実費相当を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、その月の1日から末日までの分について、翌月の10日に支給する。ただし、支給日が休日の場合は、その前日に支給する。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成30年6月1日より施行する。

附則 この規程は、令和3年6月17日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000 円

別表2（常勤役員等の賞与）

07月の賞与	報酬月額×1カ月分
12月の賞与	報酬月額×1カ月分

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	7,000 円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	7,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	7,000 円